

第 3 5 2 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 1 2 月 3 日（金） 1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 4 0
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、島崎勝弘、
豊崎辰輝、三原敏夫、柏木正弘、平尾義徳、
團 昭紀、中西 敬、今治清孝、福井典代、
中村秀美
- 4 欠席委員 濱 竹美、三木真之
- 5 事務局 杉本事務局長、加藤主査兼係長、木本主事
- 6 県出席者 住友主査兼係長、吉田主任主事、三好主任、
- 7 議 題
 - (1) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 4 管理年度に
おける徳島県漁獲可能量の設定について
 - (2) あわびの殻長制限に係る委員会指示について
 - (3) 遊漁者等の漁具漁法の制限強化に係る委員会指示について
 - (4) 知事許可漁業の許可方針の改正について
 - (5) 知事許可漁業の申請期間について
 - (6) その他

8 議事

局長： 定刻には少し時間がございますが、皆さん揃われましたので、これより、第352回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中13名の委員の出席を賜っております。これによりまして本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。委員の皆様方には師走の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第352回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、團委員さんと中西委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題 1 は、「まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

水産振興課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案のとおり答申することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。

「あわびの殻長制限に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： よくわかってないんですが、クロアワビは変更なしでその他は1センチというのはどういう意味なんですか。

事務局： クロアワビについても殻長制限するのが理想なんですが、現場調整が整ってないというのが理由です。どうしても規則で定められた9センチから捕りたいという漁業者さんがおられまして、なかなか理解が得られなかったと聞いています。マダカとメガイについては先に取り組むということで、将来的に皆さんの資源管理の意識が高まって調整ができればクロアワビも殻長制限することになりますし、そのまま調整規則に謳い込むということもあると思いますが、現時点では委員会指示で様子を見ているというところです。

委員： 資源状態は横ばいではないんですよ。減っていったる。

事務局： アワビに限らず磯根資源については右肩下がりとなっています。

委員： 現場からの報告なんですが、温暖化で特に南部の海藻がほぼ絶滅状態です。日和佐地区よりも北の方はある程度残っているみたいですが、それから南は壊滅的。海藻を生やすためにいろいろと試行錯誤しながら、肥料をやったり磯掃除をし

たり種を蒔いたりやっではおるんですが、効果がなかなか現れない。殻長制限についても本来ならチャレンジすべきだと思うが、逆の効果もあって、サイズを上げてそこまで成長する食べ物が無い。殻は9～10センチあるんやけど中身が痩せて死滅しかけている。現場からは大きくしても死ぬんやから小さいうちに捕る方がいいんと違うかという意見も出てきている。それで現場としては殻長制限が揃わない。それでもチャレンジは大事なのでクロアワビ以外でやってみているが、特に県南の現状は残しても生き延びることができないので、効果については難しいんじゃないかと感じている。昨年、国の制度を利用して肥料を撒いてみたら藻場が少し増えたというのはあるんやけど、肥料の効果なのか、春先に水温が上がるのが遅かったことによる効果なのかわからない。頑張ってみても殻長制限して生存できるかどうかというところまできているので、現場では皆の意見が揃わない。県南はそういう状況です。

委員： 私も定期的に潜りに行かしてもらっているんですが、この10年で海藻が激減した。

委員： それと私のところの話なんですが、県と協力して2年間禁漁区を作って母貝を放流したり小さい貝を放流したりして、アラメ、カジメが少し残っていたこともあって効果は出ていた。ところが温暖化の影響もあって台風19号による波が高くて全滅した。ものすごく増えとったんやけど壊滅してしまった。昔から波は高かったんやけど、沖縄から来る台風はスピードが速いので海が荒れてる時間が短い。ところがこの頃、東から来るようになると48時間くらい大きな波が続くと砂が動き、砂利が動き、ちょっと大きな石が動きすると県南の磯は壊滅状態。生き残った貝も洗濯機にかけられたように欠片も残っていない。食害でタコに食べられたりした場合は欠片が残ってわかるんやけど欠片も残ってない。ちょっと成果も出掛かってたんやけどあの台風で壊滅的被害を受けた。

会長： ほかに何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては原案どおりで委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

次に、議題３に移りたいと思います。

「遊漁者等の漁具漁法の制限強化に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料３により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： これについて罰則規定はあるのですか。

事務局： 委員会指示違反について知事が出す命令に従わなかった場合には罰則があります。委員会指示そのものには罰則はないので少しまわりくどいことにはなっています。

委員： 直接はないけれどもやり方によっては罰則があると。

事務局： 一番には、県や漁協に対する多くの問い合わせに、今までは禁止はされていないけどやめておいてくださいという言い方しかできなかったものが、指示が発出されれば委員会指示により禁止されていますと強く言えるようになりますので抑止力になるのではと考えています。

会長： ほかにございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出することにいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題4「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、議題5「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料4及び5により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： アワビについて徳島市沿岸で捕れるから捕りたいということですか。県南では減っているのに。どういう状況ですか。

漁業調整課： どの程度捕れるかはわからないのですけれども、護岸等に結構いるということです。

委員： 北の方は海藻が残っているということでしょうか。

委員： 温暖化で北上傾向が顕著なのは事実。

漁業調整課： アワビについて、その付近で捕れるんですかと漁協に尋ねたところ、皆が一斉に操業するとすぐに枯渇してしまうので、漁協同士で輪番制にして操業すると聞いています。

委員： 自主的にそうしているということですね。

会長： ほかに何かございませんか。

無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題6「その他」でございます。県から2点、報告があるようですので説明をお願いします。

漁業調整課： 資料6及び7により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： ちょっとアワビの件に戻るんやけど、許可の要望があるみたいですが水揚げが果たしてどの程度あるか。許可出すんはいいんやけど、うちはアワビがほとんど捕れない。川内、徳島、辰巳でどれくらい捕れるんか資料を見せてくれないと判断しようがない。水揚げがほんまにあるかないか把握してるん？

漁業調整課： 把握はしていません。

委員： 飯が食えるかどうか疑わしい。和田島には全然おらん。それなのにこれだけ申請があるということは、生活できるほど捕れるのか、小遣い程度なのか把握しているのか。本当に漁業者のための申請なのか。

漁業調整課： 許可については漁業権の区域を含みますので漁協の同意を求めています。水揚げについては現在は把握していま

せん。漁業法が改正されてアワビとナマコは許可が必要になっていますので、漁業権のないところで捕るためには許可が必要です。ご存知のとおりアワビとナマコは非常に重い罰則になっていますので、徳島市周辺の漁業権が消滅しているところでそのような漁業を営む組合員がいて、許可が必要と組合から求められて、中で調整もとれているのであればこちらとしては拒む理由がない。ただし許可を出した以上は、許可受け者は漁獲成績を報告しないといけませんので、今回許可を出す者については来年以降報告を求めていくことになりますので明らかになってくると思います。

委員： 今年アワビを放流したが根付くような感じではない。結構撒いたんやけど。徳島は捕れるくらいおるのかなあ。また報告してほしい。

会長： 議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。
それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第352回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。
長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上